

清代直隸の清河治水と千里長隄

——文安隄工における旗人問題を中心に——

目次

まえがき

一 清代直隸の治水問題

二 清河治水と千里長隄

三 文安隄工における旗人問題

あとがき

まえがき

清代華北の治水・水利については、筆者はかつて山東地方の黄河治水のための民埝と村落の問題⁽¹⁾、畿輔地域の治水と営田政策等に関する論考を発表した。最近になって、黨武彦氏の「清中期直隸省における地域経済と行政——永定河治水を中

森 田 明

(一九九八年一月三十一日受理)

心として⁽²⁾、同じく「明清期畿輔水利論の位相」⁽³⁾が発表され、宮壽洋一氏によって「清代十七〜十八世紀の黄河治水事業とその背景」⁽⁴⁾が公にされ、新しい視点から華北治水論に多くの問題が提起された。特に黨氏の前者の論文は、拙稿に対する批判という性格をもっている⁽⁵⁾ので、今後の研究にとって有益な示唆を与えられた。

さらにまたその後、田口宏二郎氏の「明末畿輔地域における水利開発事業について——徐貞明と滹沱河工——」⁽⁶⁾が発表され、拙論と若干時期は前後するが、内容上関連するところが少なく、また明清史研究における経済的後進地としての華北、畿輔地域研究の必要性の指摘などからも、啓発される⁽⁷⁾ところが大きであった。

本稿はこれらの諸論稿に触発されて、あらためて華北の治

水、水利について具体的な検討を試みようとするものである。特に直隸における清河治水のための隄防管理体制を通じて、当該地域社会の性格、あるいはその問題点について考察することにした。

註

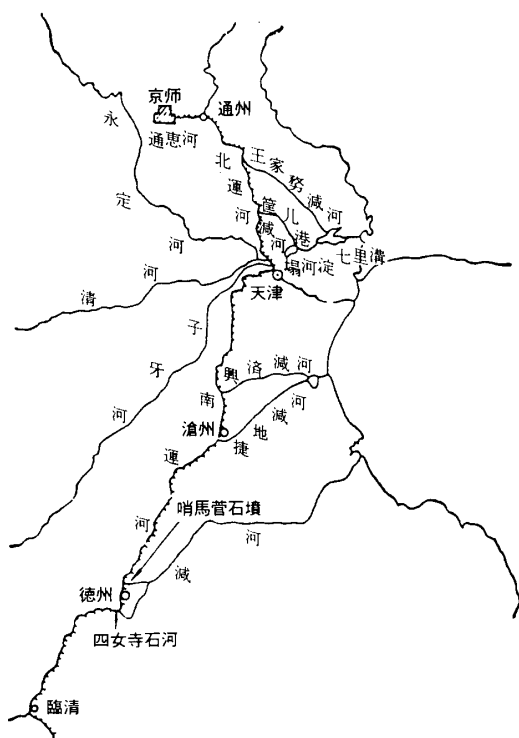
- (1) 拙稿「清代山東の民埵と村落」(『東方学』、第五十輯)。
- (2) 拙稿「清代畿輔地域の水利営田政策」(『社会文化史学』、第十八号)。同「林則徐の『畿輔水利議』について」(『中国水利史研究』、第七号)。
- (3) 川勝守編『東アジアにおける生産と流通の歴史社会学的研究』(中国書店、一九九三)所収。
- (4) 『東大東洋文化研究所紀要』、一二五号。
- (5) 『九州大学東洋史論集』、二十四号。
- (6) 黨氏の批判は、拙稿の水利営田論が「南糧北調」体制の解消という政策的課題として展開しているのに対し、華北自給論自体が現実的可能性が乏しく、清代前期における直隸省の治水・水利は、中央の方針による華北自給の観点というより、逆に一地方としての直隸省の地域発展として把握すべきであるとされている。
- (7) 『史学雑誌』、第一〇六編、第六号。
- (8) 田口氏は、拙稿に対する黨氏の批判点について、「両氏の論議の当否はさて置き、こと明末の徐貞明の事業に関する限り、四百万石を畿輔周辺で完全に自給することの技術的可能性以前に、江南地方の経済的負担を軽減することがその意識の大部分を占めているように思える」(註(7)に同じ)と述べられている。

一 清代直隸の治水問題

直隸地方最大の水系として知られる海河は、太行山脈と燕山山脈を発源地とし、渤海湾の太沽口で海に注いでいる。海河の主流は天津から河口までで、その上流は南運河、子牙河、清河、永定河、北運河の五大河川と、三百余にのぼるそれぞれの支流に分れている⁽¹⁾。

これら海河水系は、直隸地方を扇形状に分布していたが、平地の各支流はほとんど天井川であった。当時の土壌はアルカリ性が強かつたうえ、各河川間の低窪地は排水能力が悪く、

「海河水系図」



上流からの洪水のため隄防は屢々決潰し氾濫の常習地帯であった。⁽³⁾ その被害については、

知直隸之水患已深、不可不急圖之也、查直隸枕山近海、平原千里、本禹貢冀州之域、枕山則雨水陡瀉、挾沙帶泥、近海則衆水朝宗、地形窪下、平原広野則河水停積、消洩不速、故其受水患也独深⁽⁴⁾

とあり、山地寄りの河川は急流のため泥沙を含み、平地の河川の集中する低窪地帯で、一たび氾濫すると排水が困難であったため、深刻な水害を蒙ることになった。

こうした常習的な氾濫地域は、海河水系の集合する直隸地方に共通する問題であったが、その一つが清河流域の文安県であった。

県治之有河流、所以資捍衛、備旱澇也、大抵居河之上游、則純受其利、中間則、利害兼之、下游則、專受其害、此大較也文邑地處、卑窪六十六河之水、胥由是達沽入海、奔騰直瀉、歲若波臣、有百害而無一利、……志河流、文安受六十六河之害、其最鉅者、西北則大清也、西南則瀕龍也、東南則子牙河也⁽⁵⁾、

とあるように、文安県は海河水系のうち、清河、瀕龍河、子牙河等を主に、その支流六十六河の集中する下流低地にあり、奔騰直瀉の河流が、破隄して氾濫すれば甚大な被害をも

たらすことになった。⁽⁶⁾ その被害は清河流域が最も深刻であった。

至文安大隄之内形、如釜底、河流雖殺積遼難消、及水涸地出、雨澤偶愆、即種不入、前人有言、旱則涸、及三泉湧則水深五丈⁽⁸⁾とあり、また、

幾南州県、常被其災、而文安尤甚、文窪釜底之区、被水十有九年、地方凋敝已極、民生困苦異常、逃亡者十六七、在者不過三四耳、而三四中、飢寒而死者有之⁽⁹⁾

とある如く、農業生産に対する致命的な影響は勿論、そのため民衆の窮乏は逃亡者の続出や、飢寒による死者も少くはなかった。

これら常習的な水害地帯の治水対策としては如何なる方法が講じられていたのであろうか。

世之談治水者、資灌溉以興水利、是謂上策、勤挑濬、以暢波流、是謂中策、不出乎此節節、而隄防之旋築旋決、是謂下策、即可謂之無策、然文邑地處、卑窪形如仰釜、非鞏固隄防、別無補救之術、且將以下策、爲長策焉⁽¹⁰⁾

とあるように、一般的な治水には灌溉を目的とする積極的なものや、浚渫による暢流の確保を通じての水利等もあったが、年々歳々築隄と決潰のいたちごつこという文安地方は最悪の

ケースであった。つまり強固な隄防の構築に全面的に依存して、洪水からの安全をはかるといふ消極策に終始せざるを得なかつたのである。「文邑、以隄爲命、有隄則生、無隄則死」⁽¹⁾とあるのが、最も端的に治水策の關鍵が隄防にあつたことを物語っている。因みに、

志隄防、文邑修築之隄二、而看守之隄四、修築者、邑西則遙隄也、邑北則千里隄也、看守者、西淀瀦龍之東隄、子牙之西隄、隄沱新河之北隄、……

とある如く、文安地方の治水上の安全を保障する隄防には、遙隄、千里隄、東隄、西隄、北隄等があつたが、北部の清河流域の千里長隄が最も長大かつ重要であつたことは云う迄もない。

清代中期の千里長隄は、

千里長隄、自高陽県起、至天津県西沽礮台止、共長四百餘里、所以保護数百万生靈之性命、田廬關係甚大⁽²⁾

とあるように、清河上流の高陽県から下流の天津県の西沽礮台に至る四百里に及ぶ一大長隄であり、文安県のみならず流域各県の農地と住民の生命線であつた。

註

(1) 任超「水とのたたかい、三十年の歩み」(『人民中国』、一九七九年五月号)。

(2) 「海河水系図」(『中国水利史稿』下冊、頁三三四の「図二一四」清后期南運河、北運河与海河關係図)を引用) 参照。

(3) 註(一)に同じ。

(4) 『皇朝經世文編』、卷百十、工政、直隸河工。

(5) 民国『文安県志』、卷之一、方輿志、河流。

(6) 民国『文安県志』、卷之一、方輿志、鄉鎮、「按文邑、爲窪下之区、水患頻、仍在普通村庄、已不堪其苦況、此五十一村地勢尤窪、一遇水災、房屋坍塌、人民四散、其困苦艱難、較他村尤甚久處、飢溺之中、寔鮮謀生之路、……」。

(7) 『清国行政法』、卷三、第五節、治水、第一項、河防。

(8) 『陳学士文鈔』(『畿輔河道水利叢書』)、「文安河隄事宜」。

(9) 民国『文安県志』、卷之九、芸文志、「疏通河淀復旧制條陳」。

(10) 民国『文安県志』、卷之一、方輿志、堤防。

(11) 『文安隄工録』、卷一。

(12) 民国『文安県志』、卷之一、方輿志、堤防。

(13) 『文安隄工録』、卷二。

二 清河治水と千里長隄

清河治水にとって不可欠であつた千里長隄の形成については、

明隆慶五年、史侯天祐、創修大隄、自西南王東起、而北而東、又東南至王李墳止、延袤百五十里、高廣堅緻、世世賴之、此千里堤之始⁽¹⁾

とあり、その一部は少くとも明の隆慶五年（一五七二）に、史侯の天祐によって築造されたものと考えられる。また別に、

文邑長隄、七十餘里、土牛子埵、出自里甲、……

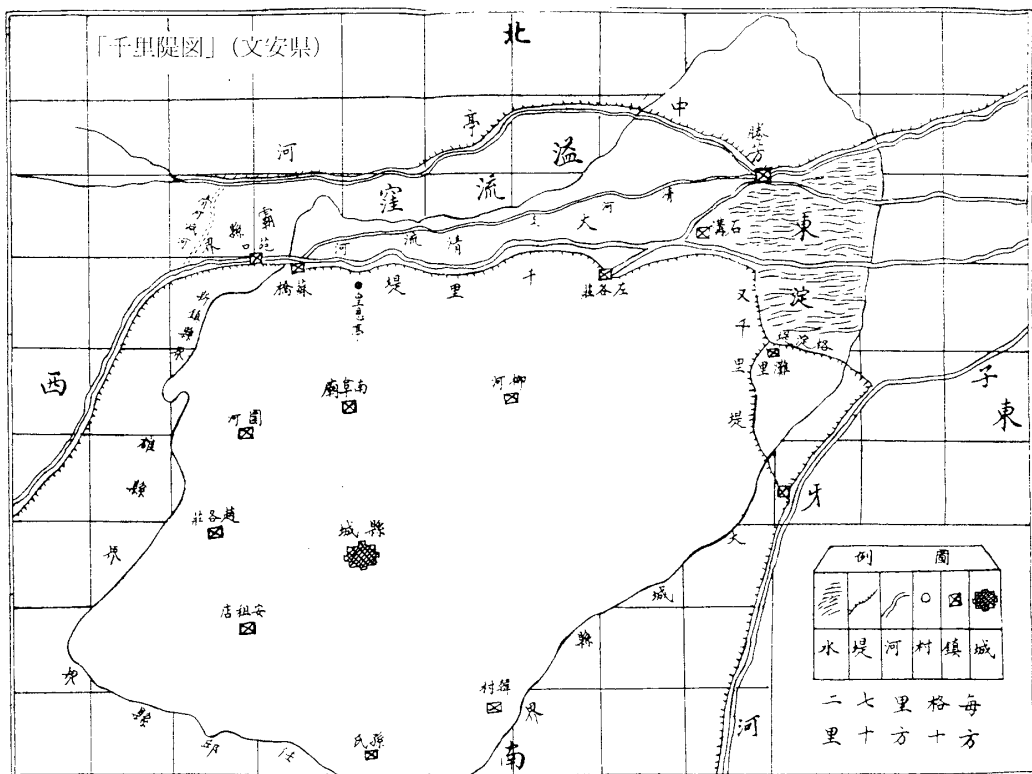
とあるので、当初は小規模な土隄である土牛や、小隄防として地域（里甲）毎に設けられたものであろう。文安県において千里隄に次いで重要視されていた遙隄についても、

萬曆四十二年、邑侯崔公儒秀、協同大城保定兩県、築遙隄一道、自白家道口起、至上五歌莊止、長八里、以防廖家黒牛等口之衝決、文安修五分、保定二分、大城三分、……此遙隄之始

とあり、万曆四十二年（一六一四）に、保定、大城兩県との共同事業によって築造されたという。したがって千里隄、遙隄等の主要隄防の原基的、部分的形成は明末―隆慶・万曆期に求められる。

しかし、その後清初においては、なお政治的にも社会的にも安定を欠いていたために、

清順治十二年、韓邑侯文、領帑築隄、先是九年夏、淫雨四十日、平地水深数尺、十年又河決、内外風浪、大隄全塌とあるごとく、順治九、十年の相次ぐ河決による大隄の崩壊に、十二年公路を支出して修築工事が実施されている。その意味で十分な隄工事業の振興によって、治水機能が挙げられ



るのは体制的安定を見る康熙年代に入ってからのものである。すなわち

聖祖仁皇帝、康熙三十七年、命河臣王新命、築千里長隄、合雄霸保文大靜六州縣之民、并力以禦、分段以守之、居民安土樂業、六十餘年矣⁽⁵⁾

とあり、

清原任總河王新命、題該臣議得、霸州新安等處、連年屢被水災、致廬宸衷、頻蠲賦稅、開倉發賑、截漕減糶、復令臣詳看、作何修理、俾其各自分流、一勞永逸、……

自雄縣新安清苑安州高陽任邱保定霸州文安大城河間十一州縣、共隄長十三萬八千丈零、計七百六十里零、誠如聖訓、惟堅築隄岸、堵禦者也⁽⁶⁾

とあるように、康熙年間もその中期に至り、帝の命により直隸河道總督の王新命によって、統一のかつ大規模な隄防工事が興され、清河流域の数県から十県にもよる千里長隄が整備されるとともに、治水機能が強化されたと考えられる⁽⁷⁾。それまでの屢々の災害にはその都度、賦税や漕米の免除、倉米の賑恤等の救済措置によって対応してきたが、そうした事後の、对症的方法ではなく、抜本的な防災対策として講じられたのが、康熙三十七年の千里長隄の整備事業であった。

千里長隄は清河流域を、上流の雄縣、霸州、保定、文安、

大城、静海の六州縣を中心に、さらに上流の清苑、高陽、安州、新安、任邱をも含む十一州縣にも及び、その全長は十三万八千丈、七百六十里といわれている。

さてこうした千里長隄の管理はどのように行われたのであろうか。

千里長隄、自高陽縣起、至天津縣西沽礮台止、共長四百餘里、所以保護数百万生靈之性命、田廬關係甚大、檢査旧章、設有專管官兵、係民間分村、分段看守、每年修理一次⁽⁸⁾

とあり、

直隸河道、除大州大淀大橋大隄、応由官修外、其餘支港溝渠、以及小河隄埝、皆係民修民守⁽⁹⁾

とあるように、千里長隄の治水上の重要性によって専管の官兵が置かれ、隄岸その他河工の防守濬築に従事したが、年々の修築工事―歳修は基本的に、地域毎に分段看守、民修民守と定められていた。

「自行辦理」を原則とする歳修の形態を文安縣についてみると、その分担範囲は、

查^卑 縣所管千里長隄、自霸州十王堂工頭起、至大城交界之土橋止、計程七十餘里計長一萬一千九百五十丈⁽¹⁰⁾

とあるように、約七十餘里、一萬二千丈足らずの区隄であつ

た。歳修工事の運営については、

……查今歳修培隄工、前蒙府憲、改立章程、出示曉諭、並不差役滋擾、業經前県、及本県、先後出示曉諭、限期完工、稟請驗収、各在案、今限期久逾、尚未開工、藐玩已極、本応拘究、姑再寬諭、飭諭到該郷長、立即飭催各村紳民人等、迅速多集人夫、將應修北隄西隄、照原修頂、底高寬丈尺、層土層礮、如式趕修、限本月、日一律完竣、並候親臨驗収、倘再逾期不完、或工程草率、定將該郷地、枷示工所、責令重修、並將違悞隄工之紳民人等、一併究處⁽¹⁾

とある。これによれば歳修工事は、各村を単位とする厳しい自律的規制のもとに、工事期限、工事規格等の遵守を目標に運営されており、これに違反した場合は、責任者のみならず地域として厳しく究治され、責任を問われることになっていく。なお詳しくは後述するが、ここで一言指摘し注目しておきたいことは、特に「不差役滋擾」とある如く、自主的な歳修工事の円滑な運営を阻害する要因を禁じていることである。即ち歳修工事は、地域住民の「按地出夫」にもとづく差役負担によって実施されることになっていたので、具体的には不明であるが、それを阻害するような問題があったことを示唆している。その内容については、後に明らかにされるで

あろう。

ところで、右の地域の歳修システム自体に内在する問題とは別に、歳修工事をめぐって幾つかの問題があった。一つは、文邑隄工、従前興修、俱係逐段履勘、除與原数尺寸、相符者不計外、其餘残缺處所、估計需工若干、按閭邑村莊、大小貧富相形、酌量派修、以昭公允、……：……大水漫溢之後、有冲坑塘数尺者、有平地興工者、亦有冲刷過半者、僅有隄形與頂底未動、微有残缺者、所需土方、多寡懸殊、……

とあり、
彼時、係按從前章程、以全隄土方、閭邑村莊、通盤計算、酌量分派、自無不公、若工成之後、隄身一律、仍按原段培修、甚不公允、而部定章程、又難更易、以致各村觀望、效尤並不實力奉行、……

とあるように、各地域に村落間の隄工負担のアンバランスがあった。本来歳修に当たっての地域毎の分担は、全体の工事量について各村落の大小、貧富等を勘案し、酌量分派し公平を期すべきであったが、現実には被害の程度、つまり工事の規模によって、地域的に負担の多寡に懸隔が生じ、公平を欠くことになり、負担に耐えられない村落では、修築を放棄したり、観望に任せることになった。

こうした地域間の問題の一方、

毎年歳修、雖応民間自行辦理、唯去秋被水、闔屬成災、大窪積滂未涸、民力拮据而隄身大勢、因被風浪沖擊、殘缺過甚、且所管隄工、計程七十餘里、計長一萬一千九百五十丈、工段綿長、需費浩繁、當此青黃不接、小民糊口、無資力、難急從事、若僅堵築缺口、不將大隄修整、倘至汛期、水勢漲發、不足以資捍、禦誠恐事無濟益、稟請以工代賑、一律興修⁽¹⁵⁾

とあり、

此次被沖、自應飭令、循照辦理、惟是各該州縣、去秋被水成災、蒙恩賑恤、並蠲緩錢糧、民力得以稍舒、而目前元氣、未能全復況、現當青黃不接、農民正行拮据、若責令自行補築、力有未逮、又未便從緩修築、致積水無從宣洩、隄埵汕刷愈甚、若照大工案內、估計官修、未免糜費帑項、合無仰懇皇上天恩、俯准援照以工代賑之例、官爲給發銀米、兼用民力、庶需費不致過多、而民間自行修築之工、蒙恩格外賞給銀米、當必踴躍趨公、事半功倍、可期妥速完竣⁽¹⁶⁾

とある如く、文安全体として被害が大きく、到底その工費負担に耐えられないとして、臨時に公帑の給發を要請し、いわゆる「以工代賑」方式による隄工事業が実施されている場合

もある。

要するに千里長隄の管理は、「民修民守」を原則としていたにも拘らず、現実にはその運営は必ずしも円滑ではなく、したがってその治水機能も亦、歳修のみに依存している限り限界を免れなかった。先の「以工代賑」方式とともに、屢々見られたのが、公帑による臨時工事としての大修であった。大修の主要なものを概観すると、

康熙五十四年、保定県莊頭村河決、堤岸蕩平、次年県令程公、督工修築完固、雍正三年、畿輔大水、諸河汎溢、文邑堤盡坍塌、次年發帑、命怡賢親王、大学士朱軾、及邑人翰林院侍讀学士陳儀等、查勘修理、治河營田、分工効力、支用以巨萬計、踰年而堤工畢、乾隆二年、雨水過多、堤復衝壞、發帑大修、加高倍厚、踰年工竣、……とあり、

国朝之近事、言之、雍正三年、……乾隆四年、又復大水、直隸總督孫嘉淦治之、乾隆九年、……乾隆十六年、……乾隆二十六年、又復大水、方觀承治之、……以上四次、共用銀数百万兩⁽¹⁸⁾

とあるように、康熙から乾隆にかけては、相対的な政治的、財政的安定のため多額の発帑によつて、大修Ⅱ大工が実施されている。治水上の実効性は明らかでないが、一定の成果を

収めていたものと推考される。

しかし、嘉慶・道光期に入ると、

自此之後、水道通利者数十年、迨嘉慶六年大水後、大小

河道、無不淤淺、其時川陝軍務未平、未暇修治、嗣後愈

加淤積⁽⁹⁾

とあり、

道光二年夏、……伏查千里長隄、保護田廬、至關緊要、

連年歲修廢弛、際此大水勢難防禦⁽¹⁰⁾、

とある如く、大修、歲修ともに困難となり、管理機能の弛緩

低下が不可避な状況に至っている。

こうしたなかにあつても、

嘉慶十一年、疏築直隸千里長隄、及新旧格淀隄、……十

六年、以畿輔災歉、命修築任邱等州縣長隄、並雄縣疊道、

以工代賑、……

とあり、

……嗣後、愈加淤積、以致道光二三年、大雨霽雹、被水

州縣、多至一百餘處、小民蕩析離居、哀鴻遍野、……

自道光元年以來、皇上之加恩、於直隸災民者、賑恤⁽¹¹⁾蠲緩、

不下六七百萬、而百餘州縣民間、兩年不収之糧食、不下

七八千萬、水浸之房屋、損壞之器物、……

とあり、さらに、

道光四年、……御史陳雲、疏陳畿輔水利、請分別緩急修

理、……帝命江西巡撫程含章、署工部侍郎、辦理直隸水

利、会同蔣攸銛履勘、含章請先理大綱、興辦大工九、……

培築千里長隄、……及文安大城安州新安等隄工、……五

年……已革御史蔣時進、畿輔水利志百卷、直隸總督蔣攸

銛、疏陳防守千里長隄善後事宜、報聞⁽¹²⁾

とある如く、大工に対する公帑の支給や、被災民に対する賑

恤策が全面的に停止したわけではなく、間欠的に実施されて

いる。これは嘉慶から道光年間における管理機能の一般的低

下が、結果的にかえって災害の多発をもたらし、当面の行政

的対応と施策を不可欠にしたものと考えられる。

註

(1) 民国『文安県志』、卷之一、方輿志、隄防。

(2) 『文安隄工録』、卷三。

(3) 註(1)に同じ。

(4) 同右。

(5) 『皇朝經世文編』、卷一百九、工政、直隸水利下。

(6) 民国『文安県志』、卷之一、方輿志、河議。

(7) 『千里隄図』(文安県) 参照(民国『文安県志』、輿地全図)。

(8) 『文安隄工録』、卷二。

(9) 同右。

(10) 『清国行政法』、第三卷、第五節治水、第一款河防、第六項河工の防

護。

- (11) 『文安隄工録』、卷一。
- (12) 同右。
- (13) 同右。
- (14) 同右。
- (15) 同右。
- (16) 『文安隄工録』、卷一。
- (17) 民国『文安県志』、卷之二、方輿志、隄防。
- (18) 『皇朝経世文編』、卷一百十、工政、直隸河工。
- (19) 同右。
- (20) 『文安隄工録』、卷二。
- (21) 『清史稿』、一百二十九、志一百四、河渠四、直省水利。
- (22) 註(18)に同じ。
- (23) 註(21)に同じ。

三 文安隄工における旗人問題

道光二十一年四月、文安県知県として赴任した劉宝楠の治績については、

字楚楨、江蘇宝应人、嘉慶己卯科優貢、道光乙未科举人、庚子科進士、道光二十一年四月、任克勤民事、御民以寬、理訟明決、尤善弭盜、邑旧弊捕役窩盜、公毅然去之、代以快壯、而境内肃然、公性嚴正、凜然難犯、下車数月、土匪斂跡、刁紳皆退沮、遇貧民、酌給衣食、歲以爲常、

好微行、広布耳目、凡虐政陋習、無不剔除、学問渊博、陶成士類、一月兩課、籌獎費三千三百貫、発商生息、按月獎賞、文風日振、……知文邑地勢、以堤爲命、春秋修築鞏固、夏雨冲刷、且必即時彌補、故在任六年、無水患^①とあるように、着任以来、訴訟、裁判の公正化、盜賊・土匪の追及、防犯、劣紳の抑制、貧窮民の賑恤等、広く社会の安定、治安の維持に積極的に盡力するとともに、文風の振興、士人の育成に努め、治水事業にも大きな成果を収めている。特に治水事業については、

劉公宝楠、撫文邑、春必修堤、期以高厚、夏逢大雨、必親驗之、及時補救、故在任六年、無水患^②

とあり、文安地方の慢性的な水害対策としての隄防工事、ならびにその管理に対する顕著な貢献が注目される。彼の隄防工事Ⅱ治水に対する格別の熱意と努力を示すものとして、道光二十七年に刊行された劉宝楠の編著『文安隄工録』がある。以下にその自序を紹介して、公刊の意図等を知ることになろう。

道光二十一年、予視縣事、周履隄防、詢知民疾苦、爰檢旧册、依例舉辦、而旂民恒勢、不出□助、相爲觀望、予執法不少、阿功率以濟、乃集前後諸卷案、彙爲六秩篋、而臧之、自予去任、復以推卸、歷控大府、但知旂情苦累、

不復能據案正之、洪流氾濫、歲告災稔、烏乎可慨也、夫
丁未冬十二月、宝楠自識⁽³⁾

劉宝楠は道光二十一年四月に知県として就任直後から、県内の隄防を巡回視察し、地域住民の水害による疾苦の深刻な状況を知り、その対策としての隄防管理の重要性を認識し、旧冊（旧慣、旧規）を検べ、前例に依りながら隄防工事に多大の努力を傾注した。

その間、彼が蒐集した従前の記録、資料⁽⁴⁾のうえに彼自身が当った時期の経験を加えて一冊としてまとめたものが、この『文安隄工録』（六卷）である。彼の本書の刊行の意図を、さきの自序によって窺うと、単に隄工事業の前例や実態、実施記録に止まらず、隄工をめぐる諸問題にメスを入れ問題点を指摘しようとしたものと考えられる。そのなかで特に重視しているのが、いわゆる旗人問題である。あえていえば、後述するところによってより明らかになるが、本書の最も重点は隄工をめぐる旗人の動向や管理上の問題点のクローズアップにあつたと言つても過言ではなからう。

そこで以下において、『文安隄工録』を中心として、嘉慶から道光年間における隄工管理を、旗人問題に焦点をあわせて考察することにした。

周知のように清朝は、順治元年（一六四四）北京に遷都す

ると、旗人の大部分は中国内に移るとともに、彼等の生活維持のために北京周辺の明の王侯・貴族等の土地を没収し、畿輔旗地を設定した。直隸の順天・保定・河間・永平等の諸府には、圈給された旗地が集中的に散在していた。しかし、それらの旗地は、当初より生じた旗人の生活上の諸種の事情によって、その困難を打開するため、康熙末年から典売の傾向が著しくなり、雍正、乾隆年間には相当量の旗地が民人に典売されるに至つた⁽⁵⁾という。

そのため、清朝にとって旗地の崩壊防止と貧窮（無業）旗人の救済は政治上の重大問題として、雍正、乾隆期を通じて種々の政策が講じられている。しかし、乾隆期にかりうじて阻止された旗地の崩壊も、嘉慶、道光年間を経て一段と顕著な過程を辿るに至つた⁽⁶⁾。

ところで、本来旗地に対しては、当初より

順治元年、……又定、各旗壯丁、差徭、糧草、布疋、永
停輸納⁽⁷⁾、

とあるように、官糧、徭役が全免されていた⁽⁸⁾。

しかし、その後の康熙元年には、

論八旗都統及有司官、不時稽察、嗣後隄岸決潰之處、其
田土、属旗人者、都統督旗人、自行修築、属民者、有司
官督民、自行修築、永爲定例⁽⁹⁾

とある如く、順治元年の免役規定にも拘らず、その後隄工に多事な当地においては、旗地については所有者の旗人が、一般民地の民人とともに、修築労役を分担すべきことが規定されている。現地においても、千里長隄等の工事について、

毎年大雨時、行河水漲発、全頼千里長隄、並格淀等隄、
以爲保障、……其毎年歳修、則責成地方紳士旂民⁽¹⁰⁾

と旗人の歳修負担は明らかである。

ところが嘉慶から道光年間にかけてこの隄工負担をめぐり、旂人と地域との間で一連のトラブルが発生している。

〔嘉慶十一年〕六月初十日、天津道胡、札文安縣知悉該縣長隄工程、……有旂民應辦工程数段、並無一夫赴隄、又口頭村、旧水口一道、計長八十餘丈、現亦無夫、係韓艾村武拳裴壯猷、抗違不辦、……何故始終抗違、據稟稟核⁽¹¹⁾とあるように、遅くとも嘉慶年間までに、こうした旗民の分担工事に対する労役拒否が意図的に行われるに至っていたと考えられる。道光年間に入ると両者の対立は、具体的にさらに明確化すると同時に一段とエスカレートしていった。道光四年閏七月には、

本年雨水調勻、夏麦秋禾、皆幸豊稔、正可及時興辦、合行出示曉諭、爲此示仰、各属紳士旂民人等、一体遵照、爾等須乘農隙之時、各村公議、派出公正首事、按畝出工、

將河道之淤塞者、速爲挑挖深通、隄埝之卑薄者、培厚築高、務須椿柁堅固、不可草率、春來種植榆柳、公同看守、盜砍及踏踐者、罰賠十倍、……所有各郷首事、如能辦理妥協、該地方官、從優獎勵、倘有不公平者、隨時責罰示儆⁽¹²⁾

とあらためて隄工事業における紳・旂一体の共同負担の原則を確認するとともに、工事の各村の首事を中心とする自主的な運営と、その責任者としての首事に対する地方官の奨・罰が明示されている。

それにも拘らず、旗人らは、

道光六年五月、天徳店郷長王秀通、龍街村牌頭邢玉林稟稱、蒙飭^身村、旂民一体赴隄認段修理、有龍街村旂戸、杜見田、杜文兆、杜偉、杜成貴、張義和、薛文璧、姜有信等、抗不赴隄、別旂觀望、並不承辦、民戸雖則赴隄、奈旂民界段不清、難以修理⁽¹³⁾

とある如く、郷長や牌頭の報告によれば、隄工への出役を数人の旂戸が拒否しているために、民戸との隄界がはっきりせず、工事に支障を来しているという。同月にはまた、

旂生杜見田、旂人杜文兆、杜成桂、藏振軍、王希中、崔在起、陳啟後、方楚璧、梁枚、李通、吳英、韓福名、陳萬倉、薛文璧、張義和、杜偉、梁德修、夏清元、劉起、

劉忠、李見龍、姜有信、凡二十二人、連名具呈、爲挾嫌舞弊、藉端加增懇恩、查案免役事⁽¹⁾

とあり、さきの隄役を拒否している六人を含む二十二人の旗人が、連名によって呈文を提出し、負担に対して特別の配慮を願ひ、免役を上申している。その理由として、

竊⁽²⁾等旂戸、自隨龍以來、苛蒙各前任臬主福庇、官修私築、從未派及一役、……府憲會訊確查、並無旂人築隄之例⁽³⁾

と入関以來、旗人の隄工労役への前例がないことをあげている。

かかる旗人側の主張に対し、官側では、その直後、

知臬吳⁽⁴⁾斯⁽⁵⁾批查、道光四年閏七月、何前臬蒙、欽差、督憲頒發告示、飭令紳士旂民、于此項差務、一体按地出夫、辦理等因、當即在城鄉市鎮、徧加粘貼、示諭在案、今爾等、不遵奉憲示辦理、瞻敢砌詞混瀆、冀圖挾制免差、殊屬不合著、即在案守候、以馮當堂、面飭遵辦⁽⁶⁾

とあるように、すでに見た道光四年閏七月の督憲の告示を根拠に、あくまで旗人も一般民人と同じ「按地出夫」の原則にもとづいて、隄工労役を負うべきことを主張し、旗人らの免役要求の不当性を明かにしている。それと同時に、その主旨の告示については、すでに広く城鄉市鎮に張貼し、周

知徹底せしめたという。また一方では、

……隄工一事、茲蒙票飭奉、督憲奏明、不論紳士旂民、一体遵辦、既已另有明文、自應張貼曉諭、旂民經書于奎璧、任永川孫占奎、隱匿不貼⁽⁷⁾

とある如く、旗民らはその民・旗一体の隄工負担の確認と徹底のための告示を、故意に掲示せずこれを無視したとしている。

こうした官側の主張にもかかわらず、約一カ月後の道光六年六月、再び三十二人の旗人らによって次のような集団的な免役要求がくりかえされている。その具体的内容は、

三十二人連名具呈、爲據情申訴、懇恩率由旧章、以卹窮旂事⁽⁸⁾

とあるように、専ら旗人らの置かれていた経済的困窮を訴えるところともに、そうしたなかでの苛酷な重役には耐え難いことを強調している。

その概要を紹介すると、

竊隄工出自里甲、文邑長隄七十餘里、土牛子埧、各有專司、以故康熙三十三年、奉旨修理、雍正八年、徹底重修、乾隆三十七年、大加培築、從未派及旂人、惟嘉慶四年、前張臬主、以河水迅發、隄岸將覆、勸令旂人有力之家、量帑錢米、以救一時之急、並非有例可遵、嘉慶十一年、

經書曹文盛等、借此賣放七甫村差、加添窮旂隄務、賴理事德府憲、訊明免役、其事遂止¹⁹

とある。彼等によれば少くとも乾隆年間までは、旗人への隄役の科派は全くなかったが、その後嘉慶四年に至り、増水による隄岸決潰の危険に際して、県主の判断により緊急対応として有力旗人に、一定の錢米の援助要請が行われたが、しかしこれもあくまでも一時的な救急策であり、恒常的なものとして前例となるべきものではなかったとしている。

こうした従来旗人に関係のなかった隄務負担が、恒常化する端緒となったのは、嘉慶十一年の經書の曹文盛らが、不当に七甫村に差役を科派したことに始まるという。このように彼等は隄役がもと免ぜられていたにも拘らず、不当に附加されるに至ったことに強い不満を示している。それに続いてさらに、

今歲隄工、蒙諭、係奉欽差、督憲明示、身等敢不祇遵、但念大憲、只知文邑旂民襍處、實不知旂民多寡、旂人苦處堪傷、……各項差務、雖有豐年、猶不足用、況連年饑饉、瘡痍未復、如何當此重務、更可嘆者、散碎旂人、向年爲主、看守莊園田土、今則典売、無遺尺土、未有謀食無資、縱欲築隄勢亦、不能種々情節、天台若不垂憐、窮旂等更向誰訴抑、又聞之例、不可開向者、嘉慶四年、奉

張県主、量幫錢米後、不爲例之言、遂致奸書乘機撥弄、十一年、十四年、連年遭訊、若不及時聲明、恐一役不止、百役皆興、身等數百戸旂人、受累何時是了²⁰

と、旗人の重役と窮状を訴えている。即ち旗人らは本来各種の特有の差務⁽²¹⁾負担を持っており、それらは豊年でもなお苦しい状況であるのに、連年の饑饉の影響がまだ回復していないのに、到底その重務に耐えられないという。さらに深刻な問題としては前述した如く、彼等の経済的基盤である旗地の多くはすでに典売され、生活にも事欠く現状であったから、たとえ隄工を負担しようとしても、その余裕は全くないとしている。

以上のような苦境にある旗人に対し、なしくず的に隄務が恒常化されることを恐れ、格別の配慮としてあくまで隄役の郵免を要請しているのである。

こうした旗人らの主張に対して、官側では道光七年三月、知県吳斯璧、示文邑、歲修隄工、前蒙欽差、督憲頒發告示、無論紳士旂民、一体按地出夫、以昭公允、……合亟出示、曉諭各村紳旂老民人等、速即按地出夫、層土層砌、趕修堅実、聽候驗収、八年、九年、飾修如前、……と、知県吳斯璧の、道光四年閏七月の告示にもとづき、紳・旗一体の隄工負担の原則をくりかえすとともに、その後にお

いてもその方針に変更がないことを明かにしている。

以上見てきたところは、劉宝楠が知県として着任する以前の、文安隄工をめぐる旗人と官側の対応経過であり、相互の主張は平行線を辿っている。

ところでこうした状況が、新たな展開をみせるのは、道光二十一年四月に知県として劉宝楠が着任してからのことである。彼は直ちに県下の隄防を巡回し、治水工事に積極的対策を講じているが、その動機となったのは、治下の次のような惨状であった。

道光二十一年四月、知県劉^{宝楠}、出示曉諭、照得県境低窪、形如釜底、全恃千里長隄、並格淀隄、以爲保障、節經領帑修築、及紳士旂民承修在案、……而狃於小安、不肯綢繆、未雨一遇水源、闔境成災、墳墓田廬、蕩爲巨浸、死者暴露、生者流離、言之痛心、誠可矜憫^{可憐}

とあるように、彼は文安県の地形上の特質から、隄工の重要性を強調するとともに、修築事業における紳・旗共役性の原則を確認している。かかる彼の治水に対する積極的な態度は、今まで安易な糊塗策に終始してきた結果であるとし、その水災害の悲惨さに心痛する余り、隄工管理の抜本的改革の必要性を強調しているのである。

そうした彼が現実の隄工管理について見たのは、次の如き

問題であった。

揆厥弊端、其情有二、在書役鄉地人等、利于折佃包修、遂以百姓之脂膏、供其腴削、在紳士旂民人等、利于折佃免修、遂以百年之生計、任其浮沉、……誠恐鄉地書役人等、仍有包攬折佃情事、該紳士旂民、立即指控、本縣盡法徵辦之事^事

彼によれば、従来の隄工事業が実効を挙げられなかったのは、管理運営上に重大な問題――欠陥があったことを指摘している。かかる問題はすでに劉宝楠の着任以前から存在したにもかかわらず見のがされてきたものと考えられ、彼の治水対策に対する強い意欲が、その弊端を剔抉せしめるに至ったのであろう。

ともあれ、具体的には二つの問題点がクローズアップされている。一つは書役（胥吏）や郷地（書役に協力する地廻り）による包修（包攬）の横行である。包攬はすでに明代末期の江南の水利徭役等に見られるが、徭役に寄生する胥吏層の不正な利得行為である^事。里甲制の徵稅機能の衰退とともに顕著になる現象で清代では一段と問題化している。ここでいえば、書役や郷地人らが、農民に対する隄役割当を意図的に操作し、苛酷な役負担へと追い込み、それに耐えられなくなった農民から、一定の金額（折佃）で隄防工事を代役請負を行うとい

うものである。もう一つは、その一方で在地の指導層である紳士や旗人らは、包攬を利用して一定の金銭でその隄役負担を免れていたのである。そしてかかる包攬システムは、有力な紳士の庇護、あるいは紳士との癒着の下にある胥吏らが、その走狗として組織的に行ったものであることは言うまでもない。また包攬によるかかる隄工事業がどこまで現実に治水効果を収め得たかは大いに疑問であろう。

劉宝楠はここにこそ隄工体制の最大の障害があることを告発すると同時に、責任者である紳士、旗人らを直ちに訴え出て、県として法的な懲罪を加えるべきであるとしている。このような隄工労役を利藪として、治水事業を無効化せしめてきた在地勢力に対する、彼の強い批判的態度を見ることができる。

さてこうして表面化した、文安の隄工をめぐる知県劉宝楠と、紳士、旗人、胥吏等との対立は、その後どのような展開を辿ったのであろうか。当面の問題としてこれを旗人との関係を中心に見て行くことにしたい。同時期の道光二十一年五月の状況では、

許官城郷長張百川、牌頭李化成、張国才稟稱、蒙諭飭修北大隄、遵即派夫、依限完工、惟有旂隄不修、該管領催朱民望等、支吾延擱、尚未動工⁽²⁸⁾

とあるように、郷長や牌頭の報告によれば、旗隄の修築が規定の工事期限がきても着工されず、遅延していたことが明らかである。また、

道光二十一年六月十三日、旂人千總杜栢齡、武生杜詩、杜栻、杜鵬萬、民人李建龍、劉章、金樹拳、劉芬、陳有恒等呈稱、旧例昭垂叩恩查卷、以卹窮旂事⁽²⁹⁾

と、旗人らは自らの窮状を訴え、免役の救卹措置を要請している。

これに対し、県では、

道光二十一年六月十五日、彭龍店屯目杜国棟、郷長陳士太稟稱、旂民武生杜詩、杜栻、旂人杜文照、杜成貴、杜乘、杜成仁、杜謙、杜偉、杜錫光、杜文斌、杜義成、杜雙全、杜登科、張廷秀、姜保成、薛柱、薛文若、呂坤等抗拒、堅不修隄、縣批、候提究⁽³⁰⁾

とある如く、杜詩ら十数人の旂人が隄工を拒否し、修築事業を阻害していることを重大視して、彼等を檢挙し取調べることを告示し、旗人らに強硬な態度を示している。そして、

十六日、提訊武生杜詩、旂人杜謙、呂坤、杜義成、杜雙全、杜登科、杜文斌、薛柱、姜保成、具甘結、依奉結得、前次抗違修隄、蒙恩于本月十三日、責限十日工竣、今撥夫稍遲、屯目杜国棟、郷長陳士太、稟控今生等、業已赴

隄修築、按前限報竣、不敢違限、愿具甘結、是實⁽¹³⁾

とあるように、さきの隄工を拒否している旗人等の喚問が行われ、その結果、工事への協力を誓約せしめられ、それを強制的に実施せしめている。この事態は、官^{||}県と旗人等との隄工をめぐる、従前からの対立の解決というよりは、むしろ、一層の対立の激化をもたらすことになった。

それから約八カ月後の、道光二十二年二月初四日の知県劉宝楠の上申によれば、次のように述べられている。

歴次大修、仰蒙督憲奏明、領帑修築、其每年歲修、則責成地方紳士旂民、歷奏明文案、據炳炳無如、紳士憚於力作、旂戸有意抗違、而胥吏藉此、漁利於民戸、則折佃包修、於紳旂則徇情容隱、遂至隄工日形殘缺、一遇盛漲、危險不能措手、往往債事⁽¹⁴⁾

ここには、その後においても、さきに劉宝楠が指摘した胥吏の一般民戸を犠牲とする隄工の請負^{||}包攬が行われており、その背後には、隄役を忌避する紳士ならびにかねてから隄役を拒否している旗人との癒着がみられる。本来工事の責任者たるべき紳士、旗人は、自らの利害のために包攬を利用する一方で、胥吏らを庇護し、包攬を容隠していたのである。そのため、工事の形骸化による隄防の機能低下は蔽うべくもなく、一たび増水すれば破隄の危険が大であり、治水の安全

を期待することはできなかつたことを慨嘆している。

このように隄工体制そのものが包攬システムによって形骸化している状況であつたから、旗人の隄役拒否も、その一環にほかならず劉宝楠の熱意にもかかわらずその解決は容易ではなかつた。

卑職、查勘一處、勸諭一處、勒令不論紳衿旂戸、各按各段、趕緊興修、旋有屯目杜国棟等、支吾不遵、復有旂千總杜栢齡等呈、請免辦、均經卑職、先後嚴斥、始行敷衍了工本年、現屆興修之期、又恐該屯旂等、狃于積習、復行抗違⁽¹⁵⁾

とあるように、劉宝楠は各地の実情を調査し、紳士、旗人の別なく隄工への出役を強制するとともに、旗人で抵抗する者や、免役を願う者に対しては、いずれもこれをしりぞけ、工事への従役と完工を果させている。しかし、旗人らが長い間の積習に慣れ、再び抗違することを恐れているように、それはたまたま知県の強い権力による促進に従つたに過ぎず、納得したものでなかつたことは言うまでもなからう。

その証拠に道光二十二年十二月に、

屯旂武生杜棠、漢軍天文生、常士喜、閒散金廷華、捐職衛千總劉杲、挾修隄之嫌、摺撫隄工、兵車、軍需草束、修学四事、赴提督府控告、轉咨順天府、發南路廳審辦⁽¹⁶⁾

とあり、旗人の武生杜棠らは、あくまで修隄への供役義務を不服とし、省にその申立てを行なっており、その控告は順天府を通じて、南路廳の審理に付されることになっている。

当然ながら、翌二十三年二月二十四日には、

知県劉宝楠、出示曉諭修隄、如前旂人不修隄⁽³⁵⁾

とあるように、知県の修隄要請にもかかわらず、今迄通り応じていない。

知県劉宝楠はこうした旗人等との対立をかかえながらも、その後も鋭意隄工事業に努力し、文安地域の治水に一定の成果を挙げている。

道光二十四年、二月初十日、知県劉宝楠、出示曉諭、畧言本県到任以来、刻刻以隄工爲念、疊次出示勸修、親巡工段、獎勵懲惰、幸保無虞、近年隣邑、每有偏災、而文安四境、有秋安居樂業、足見本県任怨任勞、意在保護、爾等身家、非苛政也⁽³⁶⁾

とあるように、彼は常に直接現地に赴き隄防工事に地域の安定と住民の生活がかかっていると、その円滑な運営管理に精力を傾け、就任三年目にして漸く治下の治水に顕著な実効を取めたと思われる。多少の誇大があるにしても、その努力は評価し得るであろう。ただその間において民衆には、かなり厳しい心身の負担を強い督勵を重ねたことが窺える。彼に

とっては一見苛酷にもみえた態度も、結果的に民衆自身のためであるという確信があったからであろう。また、

今值春融、正宜趕緊興工、預防迅漲、除旂人應修工段、

靜候憲示、飭遵另示外、爲此示仰、各村紳士民人等、知

悉一体遵照旧章、按地出夫、乘此農事未興、各將應修隄

段、限本月二十五日興工、三月二十五日完工、加高帮寬、

層土層礮、務期鞏固、不得浮鬆、本県不時、梭織巡工、

一以慰民勞、一以杜絕包攬⁽³⁷⁾

とあることによっても、彼がいかに各村の紳士を中心とする工事運営の督率にはげみ、その完竣につとめたかがわかるが、そのなかで重い隄工負担に対する民勞を慰恤すると同時に、包攬の排除と禁絶に努力している。なお注目すべきことは、ここでは問題の旂人の供役については、「靜候憲示」としていることである。それはつまりすでに述べた如く、道光二十二年十二月に、旗人の杜棠らが隄役負担の不服申立てを提督府に対して起しており、ちょうど審理中であつたからその結果待ちという状況であつたからである。

さて、この旗人問題の最終的決着は、その約半年後、

道光二十四年十月、杜棠案結、知県劉宝楠、被參撤任⁽³⁸⁾

とあるように、二年ちかくの審理を経て、結局旗人側の申立てが認められ、知県の劉宝楠の撤免解任という、彼にとって

は意外にも最悪な形であつけなく幕切れとなつた。⁽³⁹⁾ こうした劉宝楠に対して、

在任六年、無水患、然素尚氣節、不事夤緣、以故挂彈章調、三河士民、赴省轅、保留不許、數月調宝坻、尋調香河、卒於任、訃聞莫不痛措、至今追求往事、猶嘖嘖、稱劉青天⁽⁴⁰⁾

とある如く、彼の治水を中心とする行政上の功勞が、士民によつて高く評価され、追述される一方、彼の氣節を尚び、敢然と紳士、旗人、胥吏らいわゆる包攬グループと妥協しない態度が、彼等の反感を買いこうした悲劇的な結末を招いたことが指摘されている。

これは地方官の治政にとつて在地勢力との一定の妥協、あるいはその協力が行政運営上不可欠であつたことを示すものであり、徹底した彼の非妥協的な、正義派、民衆派知県としての限界を物語るものといえよう。

註

- (1) 民国『文安県志』、卷之三、人民部、官師志、名宦。
- (2) 民国『文安県志』、卷之九、人民部、藝文志。註(1)とともに民国『文安県志』では、知県劉宝楠の在任期間を六年としているが、これについては問題があるので後にふれることにする。
- (3) 『文安隄工録』(中国科学院图书馆所藏)序。
- (4) 『文安隄工録』、卷一、歲修清河隄一、「案嘉慶十年以前、檔册糜爛無

存、故所録、自十一年起、然其中亦多遺脱」とあるように、嘉慶十一年以降の記録である。

- (5) 石橋秀雄「清朝中期の畿輔旗地政策―特に雍正、乾隆年間の制度上にあられた旗地の崩壊防止と旗人の救済に関する政策を中心として―」(1)、(2)『東洋学報』、第三九卷、第三・四号)、後に同著『清代史研究』(緑蔭書房、一九八九に収載)。

- (6) 同右。『文安隄工録』、卷二、歲修清河隄二。
- (7) 『康熙大清会典』、卷二十一、田土二、荒政、蠲免。註(5)に同じ。
- (8) 『康熙大清会典事例』、卷九百二十四、工部、水利。
- (9) 『文安隄工録』、卷一、歲修清河隄一。
- (10) 同右。
- (11) 『文安隄工録』、卷二、歲修清河隄二。
- (12) 同右。
- (13) 同右。
- (14) 同右。
- (15) 同右。
- (16) 同右。
- (17) 同右。
- (18) 同右。
- (19) 同右。
- (20) 同右。
- (21) 「身等自国初以来、散居郡県、雖亦食毛踐土、然養育壯丁、備選秀女、京差等項、旂有專司、……」(『文安隄工録』、卷三、歲修清河隄三)。
- (22) 『文安隄工録』、卷二、歲修清河隄二。
- (23) 同右。
- (24) 『文安隄工録』、卷三、歲修清河隄三。
- (25) 同右。

- (26) 拙稿「明末における塘長制の変質について」(『東方学』、二六輯)。
 (27) 『清国行政法』、第六卷、第四編、第二章收入、第二節租税、第一款地丁税、第二項地丁税ノ徴収、(六)包攬ニ対スル取締に、「包攬トハ他人ノ爲メニ代納スルノ名義ヲ以テ其租税ヲ收取スルヲ謂フ、包ハ包納包交ノ義ニシテ受負フナリ、攬ハ專管ノ義ニシテ自己ニ管理スルナリ、蓋シ包攬ハ紳衿、里正、大戸、生員、監生ノ輩ノ所爲ニ係リ此等ノ輩ハ戸下、小戸、同姓等ノ租税ヲ代納スルコトヲ名トシテ私彙ニ入レ爲メニ納付ヲ遅延シ又ハ履セザルノ弊ヲ致スコト多シ……」とある。
 (28) 『文安隄工録』、卷三、歳修清河隄三。
 (29) 同右。
 (30) 同右。
 (31) 同右。
 (32) 同右。
 (33) 同右。
 (34) 同右。
 (35) 同右。
 (36) 同右。
 (37) 『文安隄工録』、卷三、歳修清河隄三。
 (38) 同右。
 (39) 註(38)ならびに、『文安隄工録』、卷四、承修雄県烹耳湾隄に、「道光二十四年冬十月、知県劉宝楠去任」とあるので、劉宝楠の文安県知県としての在任期間は道光二十一年から四年となる。しかし、註(1)、註(2)、註(40)の民国「文安県志」はいずれも在任期間を六年としている。いずれが正しいかは更に検討を要するが、とりあえずは、自序のある『文安隄工録』の四年を妥当としておきたい。
 (40) 民国『文安県志』、卷之三、人民部、官師志、名宦。

あとがき

以上において、直隸の清河治水の生命線ともいべき千里長隄の役割と、その管理体制―隄工組織を、文安県を中心として考察した。

特に道光二十一年から二十四年まで、文安県の知県として在任した、劉宝楠の編著『文安隄工録』を通じて、嘉慶、道光期における隄工管理の実態を、旗人問題に焦点をあてながら明かにした。

本来特殊な政治的特権を与えられていた旗人も、清末にあつてはその多くが没落したが、一部は在地の支配秩序のなかに組みこまれ、地域社会の中心である紳士(郷紳)とともに、隄工管理を牛耳っており、徴役請負―包攬システムの一翼を形成していた。

これに対し、水利行政、隄工管理の責任者である知県は、あくまで原則としての地域住民による労役提供にもとづく隄工の運営と維持を堅持しようとして対立し、最終的に旗人らの告発を受け、遂に撤任されるに至ったのである。

そもそも、国家支配の末端に位置づけられている知県と、地域の社会的秩序の要である紳士とは、恒常的に対抗関係に

あつたわけではなく、一般的、基本的には協力関係にあつた。知県の任地における行政の遂行には、現実的に彼らの協力が不可欠であつたからである。

しかし、清朝においても、太平天国以後、清末にかけてその統治能力の低下にともない、地方統治構造が弛緩し、いわゆる分権化が進行した。具体的にはその過程で、知県と地域の「エリート」との衝突が指摘されており、知県の申立てによれば、そのきっかけの一つとして、地方「エリート」の土地に関する公文書の偽造・税糧の包攬・私収があつたという⁽¹⁾。

田中比呂志氏によれば、このような局面は、税糧徴収あるいは地方行政等をめぐり、地方エリートと知県との対立ととらえられており、清末民初の地方政治構造の変化を示すものとされている⁽²⁾。

本稿で明かにした問題が、こうした構造上の一環として位置づけられるか否かは、更に検討を要するが、田中氏も指摘されているように、包攬体制そのものは、地域的にすでに明末から見られ⁽³⁾、清代では各地において日常化していたものと考えられる。それが本稿でみた如く、あらためて旗人問題とも関連し、表面化したのは両者の緊張対立の拡大と激化を示すものにはかならないといえよう。

また、文安隄工をめぐり両者の対立において、規定上の正

当性が知県側にあつたことは、包攬が法的に禁じられている⁽⁴⁾ことによつても明かであるが、岩井茂樹氏が十六・十七世紀に、明代の里甲制にかわつて、戸別の直接的な税・役納付制度たる自封投糧が、法的原則として登場したにも拘らず、現実には「包攬」とよばれる、私的な請負いの普及を通じて形骸化したとされている⁽⁵⁾ことに注目したい。

さらに清代における義図制⁽⁶⁾、あるいは図甲制等にみられる一種の団体的な税役負担システムの存在は、当時すでに何等かの団体的税役負担システムが、合理的なものとして採用されるような社会的条件や、政治上の要請が存在していたことを物語るものと指摘されている⁽⁸⁾。

本稿で取り上げた問題は、これら先学の諸成果と密接に関連するものと考えられるが、その構造的説明は、今後のさらなる実証的検討に待つこととし、当面は問題の提示にとどめておきたい（一九九七、十一、二八）。

註

(1) 田中比呂志「清末民初における地方政治構造とその変化―江蘇省宝山県における地方エリートの活動―」（『史学雑誌』、第一十四編第三号）。

(2) 同右。

(3) 拙稿「明末における塘長制の変質について」（『東方学』、二六輯）。

(4) 『清国行政法』、第六卷、第四編、第二章收入、第二節租税、第一款

- 地丁税、第二項地丁税ノ徴収、(六)包攬ニ対スル取締。
- (5) 岩井茂樹「公課負担団体としての里甲と村」(『明清時代の基本問題』、汲古書院、一九九七)。
- (6) 拙稿「清代『義図』制再考」(『東洋学報』、第六十二卷第三・四号)。
- (7) 片山剛「清末広東省珠江デルタの図甲表とそれをめぐる諸問題」(『史学雑誌』第九一編第四号、ほか同氏の関連諸論文)。
- (8) 註(5)に同じ。